平成２５年（フ）第３８７８号
東京都大田区鵜の木３丁目12―18　１階
破産者　山田　敏弘
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８９３号
東京都町田市金森東４丁目28―４―202
破産者　三浦　　孝
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９１０号
東京都北区滝野川５丁目29番８号
破産者　有限会社フットマークス
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９１１号
東京都北区滝野川５丁目29―８　柳川方
破産者　本宮　弘之
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９１４号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目18番６号
破産者　有限会社しんじろう
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９２１号
千葉県柏市光ケ丘団地５番18号
破産者　Ｍ．Ｐｌｕｓ　Ｃｏｍｐａｎｙ株式会社
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９９９号
東京都稲城市平尾１丁目49番地の６　山王ビル203
破産者　株式会社トラスト
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０００号
東京都稲城市平尾２丁目51―６―208
破産者　南島　貴光
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４００６号
東京都杉並区和田３丁目59番11号
破産者　株式会社イノセント
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０１８号
東京都台東区根岸５丁目９番８号
破産者　株式会社アルファデザインコンサルタンツ
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０１９号
東京都台東区根岸５丁目９―８
破産者　林　　伸男
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５８５号
埼玉県上尾市富士見１丁目16―１
破産者　丸山　卓也
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６２８号
神奈川県横須賀市津久井１丁目22―42　シエル・クレールⅢ102
破産者　稲垣　知己
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６６１号
東京都世田谷区宮坂１丁目32―16
破産者　秋谷　政保
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６８２号
東京都あきる野市油平99―１
破産者　渡邉　　博
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６８３号
千葉県船橋市高根台３丁目３―247―305
破産者　田村　三奈
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６８４号
東京都足立区宮城１丁目６―18　３階
破産者　宮城ゆみ子（旧姓村上）
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６８５号
東京都西東京市芝久保町１丁目７―13―503
破産者　田中　茂雄
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７２８号
東京都板橋区蓮根２丁目31―21―609
破産者　橘内香代子
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７３８号
東京都江東区森下３丁目５―７―203
破産者　渡邊　　功
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７４３号
埼玉県三郷市早稲田７丁目５―２―202
破産者　中本　光一
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７５４号
神奈川県相模原市緑区原宿３丁目７―２―201
破産者　藤井　清彦
1　決定年月日　平成25年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部